

日本米粉協会監査報告書

平成 29 年 5 月 25 日から平成 30 年 3 月 31 日までの理事の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

1、監査の方法概要

監事は、理事等から事業活動の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財務の状況を調査し、必要に応じて理事等から事業活動の報告を求めました。又計算書類及び附属明細書につき調査しました。

2、監査の結果

- 1) 平成 29 年度は 5 月 25 日に日本米粉協会を設立し、主にノングルテン 米粉認証のシステムの設計、認証機関の審査委員会運営等を行いました。又米粉の用途別基準の設定、推奨マークの交付等を行いました。これらを含め監査した結果、相当であると認めます。
- 2) 貸借対照表は日本米粉協会の財産状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は有りません。
- 3) 収支計算書（決算書）は法令及び定款に従い日本米粉協会の状況を正しく示しているものと認めます。
- 4) 附属明細書等は記載事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- 5) 理事の職務遂行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

平成 30 年 4 月 10 日

日本米粉協会

監事 青木 輝光



監事 向畠 宣秀

